

# 自動車税のグリーン化について

## 1 初回新規登録から一定年数を経過した自動車に対する特例措置

新車新規登録から一定年数を経過した自動車については、税率が高くなります。

対象自動車	措置内容	
	令和7年度	令和8年度
	経過した翌年度から通常の税率より、おおむね 15%（バス・トラックは 10%）高くなります。	
新車新規登録から 11 年を超えているディーゼル車	平成26年3月31日までに新車新規登録された自動車	令和8年度の場合は、平成27年3月31日までに新車新規登録された自動車
新車新規登録から 13 年を超えているガソリン車・LPG車	平成24年3月31日までに新車新規登録された自動車	令和8年度の場合は、平成25年3月31日までに新車新規登録された自動車

(注) 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの、メタノール自動車、一般乗合用バス、被けん引車は除きます。

## 2 環境性能の優れた自動車に対する軽減措置

(1) 令和7～9年度（令和7年4月1日～令和10年3月31日）に新車新規登録（注）された下表の自動車については、新車新規登録の翌年度に限り税率を軽減します。

対象自動車	措置内容
電気自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成21年排出基準10%以上低減または平成30年排出基準適合）	おおむね 75% 軽減されます。

(注) 新車新規登録とは、道路運送車両法第7条第1項の新規登録をいいます。

(2) 令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に新車新規登録（注①）された下表の自動車については、令和8年度に限り税率を軽減します。

対象自動車	措置内容
営業用乗用車（ガソリン・LPG） 低排出ガス認定車『☆☆☆☆』（注②）かつ『令和12年度燃費基準90%達成』（注③）かつ『令和2年度燃費基準達成』（注④）	おおむね 75% 軽減されます。
営業用乗用車（ディーゼル） 平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合かつ『令和12年度燃費基準90%達成』かつ『令和2年度燃費基準達成』	

(注①) 新車新規登録とは、道路運送車両法第7条第1項の新規登録をいいます。

(注②) 『☆☆☆☆』とは、平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出を低減させた車、または、平成30年自動車排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出を低減させた車です。

(注③) 車検証の備考欄に「令和12年度燃費基準達成車」と記載されます。

(注④) 車検証の備考欄に「令和2年度燃費基準達成車」と記載されます。

(3) 環境性能割が優れているとして新車新規登録された翌年度に軽減措置が行われた自動車については、新車新規登録された翌々年度より通常の税率に戻ります。